

平成29年7月7日
在マイアミ日本国総領事館

感染症広域情報

ジカウイルス感染症に関する注意喚起（フランス領グアドループ及びマルティニークにおける伝播の中断）

●世界保健機関（WHO）は、フランス領グアドループ及びマルティニークにおけるジカウイルス感染症の伝播が中断していることから、両地域の伝播状況に関するカテゴリーを変更しました（以下1.（1）参照）。

☆ 詳細については以下の内容をお読み下さい。

1. WHOによるジカウイルス感染症の伝播状況に関するカテゴリー変更

（1）世界保健機関（WHO）は、ジカウイルス感染症の伝播状況及びその潜在性に応じて以下の4つのカテゴリーに分類して注意喚起を行っており、妊娠中の女性に対して、カテゴリー1及び2に含まれる地域には渡航しないよう呼びかけています。

（2）今般、WHOは、フランス領グアドループ及びマルティニークにおいてジカウイルス感染症の伝播が中断していることから、同地域の分類を「カテゴリー1：2015年以降初めて又は再び感染事例が報告され、現在も感染伝播が起きている地域」から「カテゴリー3：感染伝播は途絶えているが、将来感染伝播が起こる可能性がある地域」に変更しました。

○カテゴリー1：2015年以降初めて又は再び感染事例が報告され、現在も感染伝播が起きている地域

【アフリカ地域】

アンゴラ、カーボベルデ、ギニアビサウ

【中南米地域】

アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、グアテマラ、グレナダ、キューバ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントルシア、セントクリストファー・ネイヴィス、セントビンセントグレナディーン諸島、ドミニカ共和国、ドミニカ、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、パナマ、バハマ、パラグアイ、バルバドス、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ、英領（アンギラ、タークス・カイコス諸島、ケイマン諸島、バージン諸島、モントセラト）、フランス領（サン・マルタン、ギアナ、）、オランダ領（アルバ、ボネール、キュラソー、シント・マールテン、シント・ユースタティウス島及びサバ島）、

米領（バージン諸島及びプエルトリコ）

【北米地域】

米国フロリダ州の一部地域、米国テキサス州の一部地域

（参考）

米国におけるジカウイルス感染症の発生状況（米国疾病管理センター）

<https://wwwnc.cdc.gov/travel/page/zika-travel-information>

【アジア地域】

シンガポール、モルディブ

【大洋州地域】

サモア、ソロモン、トンガ、パラオ、パプアニューギニア、フィジー、マーシャル、ミクロネシア、

○カテゴリー2：2015年以前にウイルス伝播が確認又は2015年以降新たに感染事例が報告され、中断なく感染伝播が起きている地域

【アフリカ地域】

ウガンダ、ガボン、カメルーン、コートジボワール、セネガル、中央アフリカ、ナイジェリア、ブルキナファソ、ブルンジ

【中南米地域】

ハイチ、ブラジル

【アジア地域】

インド、インドネシア、カンボジア、タイ、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ラオス

○カテゴリー3：感染伝播は途絶えているが、将来感染伝播が起こる可能性がある地域

【中南米地域】

フランス領（グアドループ、サン・バルテルミー島、マルティニーク）

【大洋州地域】

バヌアツ、チリ領イースター島、クック諸島、仏領ポリネシア、仏領ニューカレドニア、米領サモア

○カテゴリー4：ネッタイシマカの生息が確認されているが、これまでに感染事例の報告がない地域

【アフリカ地域】

エジプト、エリトリア、エチオピア、ガーナ、ガンビア、ギニア、ケニア、コモロ、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、赤道ギニア、セーシェル、ソマリア、タンザニア、チャ

ド、トーゴ、ナミビア、ニジェール、ベナン、ボツワナ、モザンビーク、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ、南スーダン、モーリシャス、リベリア、ルワンダ、仏領マヨット、仏領レユニオン、

【中南米地域】

ウルグアイ

【中東地域】

イエメン、オマーン、サウジアラビア

【ヨーロッパ地域】

ジョージア、トルコ、ロシア、ポルトガル領マデイラ

【アジア地域】

スリランカ、中国、ネパール、パキスタン、東ティモール、ブータン、ブルネイ、ミャンマー

【大洋州】

オーストラリア、キリバス、クリスマス諸島、ツバル、ナウル、ニウエ、ニュージーランド領トケラウ、米領（グアム、北マリアナ諸島）、仏領ウォリス・フツナ

参考：WHOホームページ（英文）

<http://www.who.int/csr/disease/zika/information-for-travelers/en/>

<http://apps.who.int/iris/bitstream/10665/255767/1/zika-classification-20June17-eng.pdf?ua=1>

2. ジカウイルス感染症について

（1）感染経路

ジカウイルスを持ったネッタイシマカやヒトスジシマカに刺されることで感染します。感染した人を蚊が刺すと、蚊の体内でウイルスが増殖し、その蚊に他の人が刺されると感染する可能性があります。また、母胎から胎児への感染（母子感染）、輸血や性交渉による感染リスクも指摘されています。こうしたリスクを考慮し、流行地域に滞在中は、症状の有無にかかわらず、性行為の際にコンドームを使用するか、性行為を控えるようご注意ください。また、流行地域から帰国した男女は、症状の有無にかかわらず、最低6か月間、パートナーが妊婦の場合は妊娠期間中、性行為の際にコンドームを使用するか、性行為を控えるようにしてください。なお、性行為による感染は、男性から女性パートナーのみならず、女性から男性パートナーへの感染例も報告されています。

（2）症状

ジカウイルスに感染してから発症するまでの期間（潜伏期間）は2～12日であり、主に2～7日で、およそ2割の人に発症すると言われています。発症すると軽度の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛、斑丘疹、疲労感、倦怠感などを呈しますが、一般的にデング熱

やチクングニア熱より軽症とされています。

(3) 治療方法

現在、ジカウイルス感染症には有効なワクチンや特異的な治療法はなく、対症療法が行われます。ジカウイルス感染症が流行している地域で蚊に刺された後に発熱が続く、または発疹が出るなど、ジカウイルス感染症を疑う症状が現れた場合には、医療機関への受診をお勧めします。

(4) 予防

ジカウイルス感染症には有効なワクチンもなく、蚊に刺されないようにすることが最善の予防方法です。これらの感染症の発生地域に旅行を予定されている方は、次の点に十分注意の上、感染予防に努めてください。また、症状の有無にかかわらず、帰国後少なくとも2週間程度は忌避剤を使用し、蚊に刺されないための対策を行ってください。

●外出する際には長袖シャツ・長ズボンなどの着用により肌の露出を少なくし、肌の露出した部分や衣服に昆虫忌避剤（虫除けスプレー等）を2～3時間おきに塗布する。昆虫忌避剤は、ディート（DEET）やイカリジン等の有効成分のうちの1つを含むものを、商品毎の用法・用量や使用上の注意を守って適切に使用する。一般的に、有効成分の濃度が高いほど、蚊の吸血に対する効果が長く持続すると言われている。

●室内においても、電気蚊取り器、蚊取り線香や殺虫剤、蚊帳（かや）等を効果的に使用する。

●規則正しい生活と十分な睡眠、栄養をとることで抵抗力をつける。

●軽度の発熱や頭痛、関節痛や結膜炎、発疹等が現れた場合には、ジカウイルス感染症を疑って、直ちに専門医師の診断を受ける。

●蚊の繁殖を防ぐために、タイヤ、バケツ、おもちゃ、ペットの餌皿等を屋外放置しない、植木の水受け等には砂を入れるなどの対策をとる。

3. 発生地域からの帰国時・帰国後の対応（日本国内の検疫について）

蚊に刺され心配な方や発熱等の症状のある方は、帰国された際に、空港の検疫所でご相談ください。

また、帰国後に心配なことがある場合は、最寄りの保健所等にご相談ください。なお、発熱などの症状がある場合には、医療機関を受診してください。

4. 海外渡航の際には万一来に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

3か月以上滞在する方は、大使館又は総領事館が緊急時の連絡先を確認できるよう、必ず在留届を提出してください。（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet>）

3か月未満の旅行や出張などの際には、渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」

に登録してください。(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>)

(参考情報)

○厚生労働省HP (ジカウイルス感染症について)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000109881.html>

○世界保健機関 (WHO) : Microcephaly/Zika virus (英文)

<http://www.who.int/emergencies/zika-virus/en/>

(問い合わせ窓口)

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2902、2903

(外務省関連課室連絡先)

○外務省領事局政策課 (海外医療情報)

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 5367

○外務省海外安全ホームページ

<http://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/sp/index.html> (スマートフォン版)

<http://m.anzen.mofa.go.jp/mktop.asp> (モバイル版)

(現地大使館連絡先)

○在インド日本国大使館

電話：(市外局番 11) 2687-6581

国外からは (国番号 91) - 11-2687-6581

ホームページ：http://www.in.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在インドネシア日本国大使館

電話：(市外局番 021) 3192-4308

国外からは (国番号 62) -21-3192-4308

ホームページ：http://www.id.emb-japan.go.jp/index_jp.html/

○在スラバヤ日本国総領事館

電話：(市外局番 031) 5030008

国外からは (国番号 62) -31-5030008

ホームページ：<http://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/j/>

○在デンパサール日本国総領事館

電話：(市外局番 0361) 227628

国外からは（国番号 62） -361-227628

ホームページ：http://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/index_jp.html

○在メダン日本国総領事館

電話：（市外局番 061） 4575193

国外からは（国番号 62） -61-4575193

ホームページ：<http://www.medan.id.emb-japan.go.jp/j/>

○在マカッサル領事事務所

電話：（市外局番 0411） 871030

国外からは（国番号 62） -411-871030

ホームページ：<http://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/j/makassar/index.html>

○在カンボジア日本国大使館

電話：（市外局番 023） 217161

国外からは（国番号 855） -23-217161

ホームページ：<http://www.kh.emb-japan.go.jp/index.htm>

○在シンガポール日本国大使館

電話：（市外局番なし） 6235-8855

国外からは（国番号 65） -6235-8855

ホームページ：http://www.sg.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在タイ日本国大使館領事部

電話：（市外局番 02） 207-8502 又は 696-3002（邦人保護）

国外からは（国番号 66） -2-207-8502 又は 696-3002

ホームページ：<http://www.th.emb-japan.go.jp/>

○在チェンマイ日本国総領事館

電話：（市外局番 053） 203367

国外からは（国番号 66） -53-203367

ホームページ：<http://www.chiangmai.th.emb-japan.go.jp/>

○在バングラデシュ日本国大使館

電話：（市外局番 02） 984-0010

国外からは（国番号 880） -2-984-0010

ホームページ：http://www.bd.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在フィリピン日本国大使館

電話：551-5710

国外からは：（国番号 63） 2-551-5710

ホームページ：http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在セブ領事事務所

電話：231-7321、231-7322

国外からは：(国番号 63) 32-231-7321、32-231-7322

ホームページ：<http://www.ph.emb-japan.go.jp/about/cebu%20j.htm>

○在ダバオ領事事務所

電話：221-3100

国外からは：(国番号 63) 221-3100

ホームページ：http://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000138.html

○在ベトナム日本国大使館

電話：(市外局番 04) 3846-3000

国外からは：(国番号 84) 4-3846-3000

ホームページ：http://www.vn.emb-japan.go.jp/index_jp.html

○在ホーチミン日本国総領事館

電話：(市外局番 08) 3933-3510

国外からは：(国番号 84)8-3933-3510

ホームページ：http://www.hcmcgj.vn.emb-japan.go.jp/index_j.htm

○在マレーシア日本国大使館

電話：(市外局番 03) 2177-2600

国外からは：(国番号 60) 3-2177-2600

ホームページ：<http://www.my.emb-japan.go.jp/Japanese/index.htm>

○在ペナン日本国総領事館

電話：(市外局番 04) -226-3030

国外からは：(国番号 60) 4-226-3030

ホームページ：http://www.penang.my.emb-japan.go.jp/index_jp.htm

○在コタキナバル領事事務所

電話：(市外局番 88) -254-169

国外からは(国番号 60) 88-254-169

ホームページ：http://www.kotakinabalu.my.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在モルディブ日本国大使館

電話：330-0087

国外からは：(国番号 960) 330-0087

ホームページ：http://www.mv.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ラオス日本国大使館

電話：(市外局番 021) -414400

国外からは(国番号 856) 21-414400

ホームページ：http://www.la.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ソロモン日本国大使館

電話：22953

国外からは（国番号 677）-22953

ホームページ：http://www.sb.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在トンガ日本国大使館

電話：22221

国外からは（国番号 676）-22221

ホームページ：http://www.ton.emb-japan.go.jp/index_j.htm

○在ニュージーランド日本国大使館（サモアを兼轄）

電話：（市外局番 04）473-1540

国外からは（国番号 64）4-473-1540

ホームページ：http://www.nz.emb-japan.go.jp/index_j.html

○在パプアニューギニア日本国大使館

電話：（市外局番 0321）1800, 1483, 1305

国外からは（国番号）675-321-1800, 321-1483, 321-1305

ホームページ：<http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.html>

○在パラオ日本国大使館

住所：Palau Pacific Resort, Ngarkebesang, Koror Republic of Palau

電話：（+680）488-6455

F A X：（+680）488-6458

ホームページ：http://www.palau.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在フィジー日本国大使館

電話：3304633

国外からは：（国番号 679）3304633

ホームページ：http://www.fj.emb-japan.go.jp/JapaneseVersion/index_j.html

○在マーシャル日本国大使館

電話：247-7463

国外からは（国番号 692）-247-7463

ホームページ：<http://www.mh.emb-japan.go.jp/j/>

○在ミクロネシア日本国大使館

電話：320-5465

国外からは：（国番号 691）320-5465

ホームページ：http://www.micronesia.emb-japan.go.jp/index_j.html

○在ニューヨーク日本国総領事館（プエルトリコ及び米領バージン諸島を兼轄）

電話：（212）371-8222

国外からは（国番号 001）212-371-8222

ホームページ：<http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/index.html>

○在ヒューストン日本国総領事館（米国テキサス州を管轄）

電話：(+1-713)652-2977

国外からは：(+1-713)652-2977

ホームページ：http://www.houston.us.emb-japan.go.jp/index_j.htm

○在ホノルル日本国総領事館（米領サモアを兼轄）

電話：(市外局番 808) 543-3111

国外からは（国番号 001）-808-543-3111

ホームページ：http://www.honolulu.us.emb-japan.go.jp/index_j.htm

○在マイアミ日本国総領事館（米国フロリダ州を管轄）

電話：(+1-305) 530-9090

国外からは：(+1-305) 530-9090

ホームページ：http://www.miami.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html○在アル

ゼンチン日本国大使館

電話：(市外局番 11) 4318-8200

国外からは：(国番号 54) 11-4318-8200

ホームページ：http://www.ar.emb-japan.go.jp/index_j.htm

○在エクアドル日本国大使館

電話：(市外局番 02) 227-8700

国外からは（国番号 593）-2-227-8700

ホームページ：http://www.ec.emb-japan.go.jp/index_j.htm

○在エルサルバドル日本国大使館

電話：2528-1111

国外からは（国番号 503）2528-1111

ホームページ：http://www.sv.emb-japan.go.jp/index_jp.html

○在キューバ日本国大使館

電話：(市外局番 07)204-3355

国外からは：(国番号 53) 7-204-3355

ホームページ：<http://www.cu.emb-japan.go.jp/>

○在グアテマラ日本国大使館

電話：2382-7300

国外からは（国番号 502）-2382-7300

ホームページ：<http://www.gt.emb-japan.go.jp/mainJA.htm>

○在コスタリカ日本国大使館

電話：2232-1255

国外からは（国番号 506）2232-1255

ホームページ：<http://www.cr.emb-japan.go.jp/japones/index-j.htm>

○在コロンビア日本国大使館

電話：(市外局番 01) 317-5001

国外からは(国番号 57) -1-317-5001

ホームページ：http://www.colombia.emb-japan.go.jp/japanese/index_j.htm

○在ジャマイカ日本国大使館 (バハマ及びベリーズを兼轄)

電話：(市外局番 0876) 929-3338/9

国外からは(国番号 1) -876-929-3338/9

ホームページ：<http://www.jamaica.emb-japan.go.jp/jp/>

○在ドミニカ共和国日本国大使館

電話：市外局番(809)567-3365

国外からは(国番号 1) -809-567-3365

ホームページ：<http://www.do.emb-japan.go.jp/jp/index.htm>

○在トリニダード・トバゴ日本国大使館 (アンティグア・バーブーダ、ガイアナ、セントビンセントグレナディーン諸島、セントクリストファー・ネーヴィス、スリナム、ドミニカ、セントルシア及びグレナダを兼轄)

電話：628-5991

国外からは(国番号 1-868) 628-5991

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

○在ニカラグア日本国大使館

電話：(市外局番なし) 2266-8668～8671

国外からは(国番号 505) -2266-8668～8671

ホームページ：http://www.ni.emb-japan.go.jp/index_j.html

○在ハイチ日本国大使館

電話：2256-5885/3333

国外からは(国番号 509) -2256-5885/3333

ホームページ：<http://www.ht.emb-japan.go.jp/j/>

○在パナマ日本国大使館

電話：263-6155

国外からは(国番号 507)-263-6155

ホームページ：<http://www.panama.emb-japan.go.jp/jp>

○在パラグアイ日本国大使館

電話：(市外局番 021)604-616,604-617,603-682,606-900

国外からは(国番号 595) -21-604-616,604-617,603,682,505-900

ホームページ：<http://www.py.emb-japan.go.jp/jap/index-jp.html>

○在エンカルナシオン領事事務所

電話：(市外局番 071) 202-287,202-88

国外からは(国番号 595) -71-202-287,202-288

ホームページ：<http://www.py.emb-japan.go.jp/jap/encarnacion-jimusho.htm>

○在バルバトス日本国大使館

電話番号：246-287-5296

国外からは(国番号 1) -246-287-5296

ホームページ：http://www.tt.emb-japan.go.jp/index_japan_barbados.html

○在ブラジル日本国大使館

電話：(市外局番 61) 3442-4200

国外からは(国番号 55) -61-3442-4200

ホームページ：<http://www.br.emb-japan.go.jp/nihongo/index.html>

○在クリチバ日本国総領事館

電話：(市外局番 41) 3322-4919

国外からは(国番号 55) -41-3322-4919

ホームページ：http://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/index_j.html

○在サンパウロ日本国総領事館

電話：(市外局番 11) 3254-0100

国外からは(国番号 55) -11-3254-0100

ホームページ：<http://www.sp.br.emb-japan.go.jp/jp/index.htm>

○在マナウス日本国総領事館

電話：(市外局番 92) 3232-2000

国外からは(国番号 55) -92-3232-2000

ホームページ：<http://www.manaus.br.emb-japan.go.jp/>

○在リオデジャネイロ日本国総領事館

電話：(市外局番 21) 3461-9595

国外からは(国番号 55) -21-3461-9595

ホームページ：<http://www.rio.br.emb-japan.go.jp/nihongo/index.html>

○在ベレン領事事務所

電話：(市外局番 91) 3249-3344

国外からは(国番号 55) -91-3249-3344

ホームページ：<http://www.belem.br.emb-japan.go.jp/pt/jp/index.html>

○在レシフェ領事事務所

電話：(市外局番 81) 3207-0190

国外からは(国番号 55) -81-3207-0190

ホームページ：<http://www.br.emb-japan.go.jp/nihongo/recife.html>

○在ポルトアレグレ領事事務所

電話：(市外局番 51) 3334-1299

国外からは(国番号 55) -51-3334-1299

ホームページ：http://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/poa_j.html

○在ベネズエラ日本国大使館

電話：(市外局番 0212) 262-3435

国外からは(国別番号 58) -212-262-343

ホームページ：<http://www.ve.emb-japan.go.jp/>

○在ペルー日本国大使館

電話：(市外局番 01) 218-1130

国外からは(国番号 51) 1-218-1130

ホームページ：http://www.pe.emb-japan.go.jp/inicio_jp.html

○在ボリビア日本国大使館

電話：(市外局番 2)241-9110～3

国外からは(国番号 591)-2-241-4110～3

ホームページ：<http://www.bo.emb-japan.go.jp/jp/index.htm>

○在サンタクルス領事事務所

電話：(市外局番 3) 333-1329

国外からは(国番号 591) -3-333-1329

○在ホンジュラス日本国大使館

電話：2236-5511

国外からは(国番号 504)-2236-5511

ホームページ：<http://www.hn.emb-japan.go.jp/>

○在メキシコ日本国大使館

電話：(市外局番 55) 5211-0028

国外からは(国番号 52) 55-5211-0028

ホームページ：<http://www.mx.emb-japan.go.jp/>

○在レオン総領事館

電話：(市外局番 477) 343-4800

国外からは(国番号 52) 477-343-4800

ホームページ：http://www.mx.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/consulado.html

○在英国日本国大使館(英領アンギラ、タークス・カイコス諸島、ケイマン諸島、英領バージン諸島及びモントセラトを管轄)

電話：(市外局番 020) 7465-6500

国外からは(国番号 44) -20-7565-6500

ホームページ：<http://www.uk.emb-japan.go.jp/jp/index.html>

○在オランダ日本国大使館(オランダ領アルバ、ボネール、キュラソー、シント・マー

ルテン、シント・ユースタティウス島及びサバ島を兼轄)

電話：(市外局番 070)- 3469544

国外からは (国番号 31) -70-3469544

ホームページ：<http://www.nl.emb-japan.go.jp/indexj.html>

○在フランス日本国大使館 (フランス領を兼轄)

電話:(市外局番 01) 4888-6200

国外からは (国番号 33) -1-4888-6200

ホームページ：<http://www.fr.emb-japan.go.jp/jp/>

○在アンゴラ日本国大使館

電話:(市外局番 222)-442007

国外からは (国番号 244) -222-442007

ホームページ：<http://www.fr.emb-japan.go.jp/jp/>

○在ウガンダ日本国大使館

電話:(市外局番 041) 434-9542

国外からは (国番号 256)- 41- 434-9542

ホームページ：<http://www.fr.emb-japan.go.jp/jp/>

○在ガボン日本国大使館電話: 01 73 22 97

国外からは (国番号 241) 01 73 22 97

ホームページ：http://www.ga.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在カメルーン日本国大使館 (中央アフリカを兼轄)

電話: 2 22 20 62 02

国外からは (国番号 237) 2 22 20 62 02

ホームページ：http://www.cmr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在コートジボワール日本国大使館

電話: 2021-2863

国外からは (国番号 225) 2021-2863

ホームページ：http://www.ci.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在セネガル日本国大使館 (カーボベルデ、ギニアビサウを兼轄)

電話:(国番号 221)33-849-5500

ホームページ：<http://www.sn.emb-japan.go.jp/>

○在ナイジェリア日本国大使館

電話:(市外局番 9)-461-2713

国外からは (国番号 234) 9-461-2713

上記電話番号が不通の場合は、(国番号 234) -80-3629-0293 におかけ下さい。

ホームページ：http://www.ng.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ブルキナファソ日本国大使館

電話: 2537-6506

国外からは (国番号 226) 2537-6506

ホームページ : http://www.ng.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ルワンダ日本国大使館 (ブルンジを兼轄)

電話: (市外局番 025)-250-0884

国外からは (国番号 250)25-250-0884

ホームページ : <http://www.mofa.go.jp/mofai/annai/zaigai/list/africa/brundy.html>

【在マイアミ日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Miami

80 S.W. 8th Street, Suite 3200, Miami, FL. 33130

電話: (305) 530-9090 FAX: (305) 530-0950

ホームページ: www.miami.us.emb-japan.go.jp/